



14

ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの自立の支援等においては、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■ホームレスに対する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ホームレスに対する人権侵犯	3	1	1	0	0

15

性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

政府は、これまで公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する様々な課題について、取組を進めてきました。

こうした中、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。同法に規定する「全ての

